

私有地に不法投棄され、誰が不法投棄をしたのか不明な場合、土地の所有者（管理者）が自らの責任でごみの処理をしなければなりません。

ごみを投棄されたうえに、さらに処分費用がかかるのは納得できるものではありません。ぜひ、土地を適正に管理して、不法投棄を未然に防ぎましょう。

下記のほか、防犯カメラの設置は、不法投棄以外の防犯効果を得られる手段です。住居侵入の防止や外壁への落書き防止にもつながります。

不法投棄されないための対策

除草



草の生い茂る場所は、ごみが捨てられやすい場所です。日頃から手入れをし、見晴らしをよくすることで、不法投棄しにくい場所にしましょう。

柵など



空き地となっている場合などは、柵やロープを張るなどして、誰が見ても立ち入り禁止である場所だと分かるようにしましょう。

見回り



見回りを定期的に行うことで、不法投棄を防止しましょう。



町では、不法投棄防止のための看板を作成しています。私有地への不法投棄にお困りの場合は、お問い合わせください。無償で提供しています。

一人ひとりの力で、住みよい、きれいなまちづくりにご協力ください。



負の連鎖 不法投棄

不法投棄は犯罪です

▼廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【罰則】5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

▼軽犯罪法

左に該当する者は、これを拘留または科料に処する。

第1条25号 川、みぞその他の水路の流通を妨げるような行為をした者

第1条27号 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物または廃棄物を棄てた者

【罰則】刑事施設での1日以上30日未満の拘留または1,000円以上10,000円未満の科料に処する。

▼河川法施行令

第16条の4第1項 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

第2号 河川区域内の土地に次に掲げるものを捨て、または放置すること。

ロ 土石(砂を含む)

ハ ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物または廃棄物

【罰則】3か月以下の懲役または20万円以下の罰金

▼板倉町美しいまちづくり条例

第8条 何人も、町内にポイ捨てをしてはならない。

【罰則】原状回復の命令に違反した者は、30,000円以下の過料に処する。

ポイ捨てを含め、不法投棄はさまざまな法律などで禁止されています。

不法投棄しているところを見つけたら、警察に通報してください。

また、不法投棄されてしまった場合、捨てられたものが犯罪に関わっている可能性もあります。中身が分からないもの、危険を感じるものは、むやみに触れたりせず、警察に通報しましょう。

犯罪性のないものについては、役場環境下水道係へご相談ください。

不法投棄を発見したら

- 群馬県産業廃棄物110番
- 群馬県警察 館林警察署
- 環境下水道係

- ☎0120-81-5324
- ☎0276-75-0110
- ☎0276-82-6132